

紀伊半島ツキノワグマ山中目撃情報調査業務 仕様書

1 業務の目的

紀伊半島のツキノワグマは、環境省レッドリストに「絶滅の恐れのある地域個体群」と掲載され平成6年11月から狩猟が禁止されるなど保護の対象である。

しかし、近年、紀伊半島ツキノワグマ地域個体群を共有する三重県、奈良県、和歌山県（以下「3県」という。）において、ツキノワグマの生息域が人間の生活・生産活動の場と一部で重複し、摩擦が生じており、特に、令和6年においては多くの目撃情報が報告されたことから、人身被害を未然防止する危機管理のあり方の検討が必要となっており、紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会（以下「協議会」という。）を設置し、保護管理方針の検討を行うこととしている。

こうしたなか、ツキノワグマの保護・管理の基準となる生息数の把握のため、山中における紀伊半島ツキノワグマの目撃情報を調査する。

2 対象地域

三重県、奈良県、和歌山県

3 業務委託の期間

契約の日から令和9年3月19日まで

4 業務委託の内容

（1）業務目的

ツキノワグマの保護管理の基準となる生息数の推定に活用するため、山中におけるツキノワグマの目撃情報を収集する。

（2）業務概要

（1）を達成するため、下記の内容で業務を実施する。

1）調査対象者及び調査数

業務により日常的に山中に出入りしている等、紀伊半島の山中においてツキノワグマを目撃する可能性の高い業種等を想定して次のとおり調査対象者を選定した。

国／県	所属区分	配布先		配布数
		団体	個人	
奈良県		49	18	263
	森林管理署	4		20
	森林組合	9		45
	林業事業体	24		120
	鳥獣保護管理員		18	18
	猟友会	12		60
三重県		81	49	454
	森林管理署	5		25
	森林組合	12		60
	林業事業体	41		205
	鳥獣保護管理員		49	49
	猟友会	23		115
和歌山県		41	20	225
	森林管理署	5		25
	森林組合	19		95
	林業事業体	17		85
	鳥獣保護管理員		20	20
国		3	0	15
	環境省地方環境事務所	3		15
総計		174	87	957

2) 調査方法

次の資料を1セットとし、対象者へ配布する。

- ① 行政依頼文（別途提供）
- ② 調査目的、回答フォームの二次元バーコード、回答者の管理番号を記載した調査説明文
- ③ 3県全体を広域に示した5kmメッシュ図（メッシュ番号付き）
- ④ メッシュ番号が付いた5kmメッシュ図を各県3枚程度に分割し、狭域で示した地図（対象者の所在地に応じて3県いずれかの地図を送付）

3) 回答方法

オンラインアンケートを想定しているが、電話等で回答があればその内容もとりとめること

4) アンケート項目

回答者管理番号、入山メッシュ番号、入山月、入山日数、ツキノワグマ目撃回数

5) 調査時期

4月～10月。

5 報告書等作成

(1) 結果報告書

内 容：アンケート結果について取りまとめ、結果報告書を作成すること。

提出様式：・紙面に印刷した報告書 1部

・電子データを収録した DVD-ROM 1部

なお、電子データは本文データ（PDF 形式及び Word 形式）、本文中のグラフや図面の加工可能なデータ（Excel、シェープファイル等）、その他協議会事務局が求める資料を納品すること。

また、データの納品については発注者と協議のうえ、ストレージサービスを利用してもよい。

提出期限：令和9年2月26日（金）

6 その他

- （1）本業務の成果にかかる一切の権利は協議会に帰属するものとし、協議会の許可無く他者に公開してはならない。
- （2）受託者は、受託業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。
- （3）受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書の記載のない細部事項については、速やかに協議会と協議し、その指示に従うものとする。
- （4）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令等の手続を予め行い、許可等を得ておくものとする。
- （5）受託者は、機密情報及び個人情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- （6）本業務の遂行にあたり、受託者は原則として本業務に必要な調査用機材等について受託者の負担において準備しなければならない。
- （7）本業務の遂行にあたり、受託者は第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、負担費用を負うものとする。